

第八次南牧村行政改革大綱 推進基本計画

令和4年7月

南 牧 村

はじめに

この計画は、「第八次南牧村行政改革大綱」に基づき、具体的な改革内容を推進基本計画としてまとめたものです。

計画策定にあたっては、国の動向や今後の村の財政状況を出来る限り正確にとらえ、これからの《村づくり》を考えていかなければなりません。

基礎的自治体としての役割を果たし、地域のくらしを守り住民福祉を向上させていくため、時代に対応した施策への転換や積極的なデジタル技術の活用など、外部の環境変化に即応した行政改革に取り組み既定の価値観や枠組みを根底から見直すことで、より効果的で住民の要望に沿ったものへと変化させていく必要があります。

これらを踏まえ推進基本計画は、「住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供」、「行政のデジタル化の推進」、「職員定数の見直し及び職員の資質向上」、「事務・事業・補助金等の見直し」、「住民と協働による《元気な村づくり》」の五つの基本方針に沿って整理しました。

1. 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供

過去の大綱を踏襲しつつ、住民皆様に負担していただく使用料、利用料については据え置きとしてきました。今後も住民の期待に応え、暮らし易く、不安のない活力に満ちた《村づくり》をしていくには、これまでも増して特色のある質の高い住民サービスを提供していく必要があります。

本村の財政は、長期的に見れば厳しくなることが予想される中で、これまでの行政システムのままでは、住民の負担が高くなるおそれもありますが、行政コストを下げる努力により、できる限り負担増につながらないように努めます。

「質の高い住民サービスの提供」を改革方針の一番目にあげましたが、サービスの低下や負担増につながらないとは、具体的に次のようなことを指します。

- ・ふれあいテレビ加入者の減少やその他何らかの影響があったとしても利用料は維持します。
- ・水道使用料、生活排水使用料は加入者の減少や施設の拡充があっても現在のそれぞれの料金体系を維持します。
- ・乗合バス・タクシーについてシステムの変更は検討しますが、サービスの低下やキロ当たり料金の変更はしません。
- ・公共施設利用料の改定はしません。

利用料等については、すぐにでも段階的に引き上げていかなければならない状況にありますが、改革することにより、出来る限りこの状態が維持できるよう努力していきます。

① 持続可能な財政運営

これまでの財政改革では、村債残高の低減を図るため、新規村債発行額をその年度の元利償還額以内に抑制する取組を行ってきました。その結果、一般会計の村債残高は、平成16年度（2004年度）ピーク時の29億8千万円から、令和3年度（2021年度）には、18億2千万円と約4割削減することができました。現在、村債残高の5割弱を占めているのは、臨時財政対策債で、これは、地方交付税の財源不足を受け、本来ならば普通交付税として交付されるべき金額の一部を国に代わって地方自治体が借金し、補填するもので、返済に必要な全額が後年度に普通交付税によって措置されます。臨時財政対策債を除いた村債残高は、ピーク時の24億5千万円から9億8千万円へと約6割減少しました。

これまでの新規村債発行額を元利償還額以内に抑制する取組は、村債残高を確実に低減できる一方で、村債残高の低減に伴い、毎年度の元利償還額も減少することから新規発行できる村債は徐々に抑制されていくこととなります。

自主財源が少ない中において、公共投資を行うためには、国県からの補助金等の財源確保に努めるとともに過疎対策事業債等の元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利な地方債を最大限に活用し、世代間の負担を平準化することが求められます。

今後は、これまでの新規村債発行額と元利償還額を重視した村債管理ではなく、後年度の交付税算入額を考慮した実質的な村債残高を重視することで、必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図っていきます。

本計画推進期間には、小中一貫校建設などの大型事業が実施されるため、村債残高は、増加する見込みです。交付税措置率の高い地方債を活用することで、将来世代への負担を抑制し、実質的な村債残高が5億円を超えないよう村債発行を制限していきます。

また、事業別予算を導入することにより、事業ごとのコストを明確にし、事務事業全般について評価を行い、費用対効果を明らかにすることで、効率的かつ透明性の高い行政運営を図り、住民への説明責任を果たすとともに真に必要な事務事業を厳選し、更なる経費削減に繋がります。

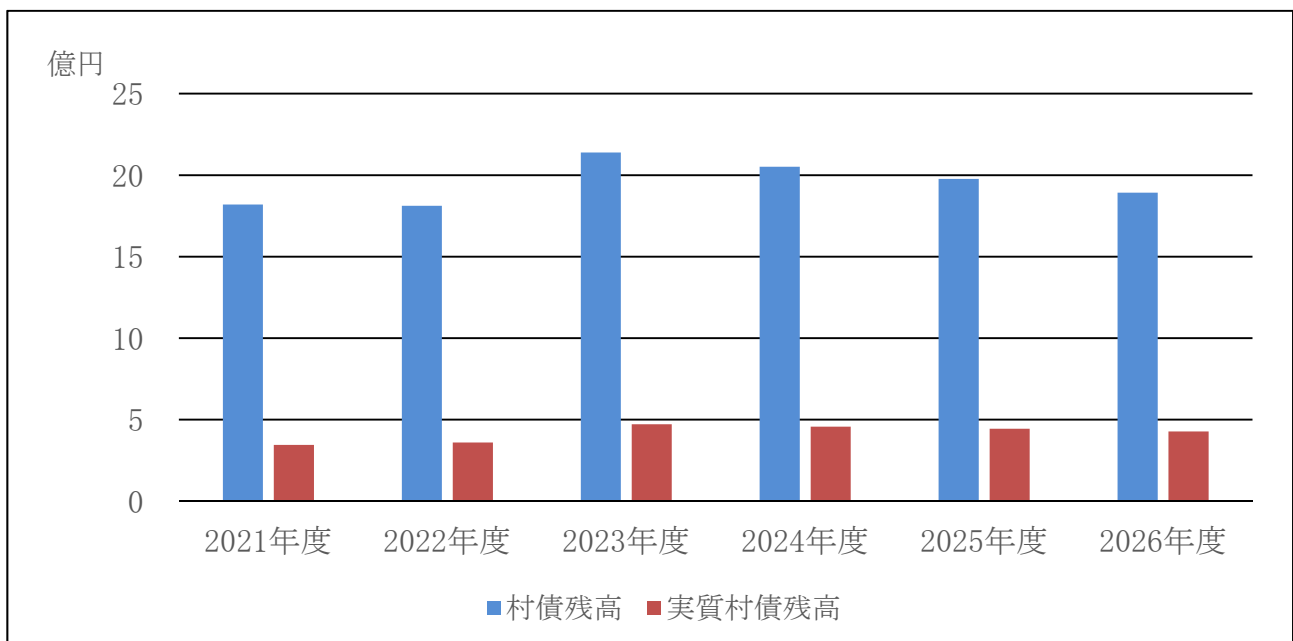
表① 村債残高と実質村債残高の推移及び計画（一般会計）

（単位：千円）

項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
借入見込額	123,282	203,700	540,000	120,000	120,000	110,000
うち過疎債	60,600	168,700	500,000	80,000	80,000	80,000
うち臨財債	48,782	25,000	30,000	30,000	30,000	30,000
償還見込額	178,542	211,410	212,928	206,852	195,398	194,270
うち過疎債	71,883	98,424	105,841	110,607	103,125	105,704
うち臨財債	97,876	99,106	91,086	79,763	75,253	70,819
村債残高(A)	1,819,411	1,811,701	2,138,773	2,051,921	1,976,523	1,892,253
うち過疎債	819,355	889,631	1,283,790	1,253,183	1,230,058	1,204,354
うち臨財債	839,629	765,523	704,437	654,674	609,421	568,602
交付税算入見込額(B)	1,474,806	1,452,167	1,667,013	1,595,063	1,532,443	1,464,753
実質村債残(C) (A)-(B)	344,605	359,534	471,760	456,858	444,080	427,500
実質負担率 (C)/(A)	18.9%	19.8%	22.1%	22.3%	22.5%	22.6%

※交付税算入見込額は、起債区分ごとの村債残高に交付税措置率を乗じて算出した目安値です。

グラフ① 村債残高と実質村債残高の推移及び計画（一般会計）



② 公共施設整備について

遊休資産については、有効活用を図り維持管理費の削減に努めます。

また、施設の管理・運営等、民間にできる部分は民間に移行し、利用効率の悪い施設や極端に収益性の低い施設等については統廃合し、空き施設の利用を検討します。

小学校、中学校については、小中一貫教育を行う義務教育学校を整備します。

表② 主な公共施設の活用等の検討

施設名	内容
自然公園	指定管理者制度により、集客の方法を検討し利用率の向上を図る
オアシスなんもく	
多世代交流カフェ	
活性化センター	指定管理者制度により、施設の活性化・利用率の向上を図る
住民センター	
民俗資料館	一部民間委託を継続
なんもくふれあいテレビ	指定管理者制度等運営の検討
簡易・小水道施設	技術管理者等の育成、民間委託など運営の検討
中央公民館	施設の解体も含め、活用方法を総合的に検討
自然休養村管理センター	解体後の跡地利用について、総合的に検討

2. 行政のデジタル化の推進

① 電子行政サービスの構築

効率的な行政運営を行うためには、デジタル技術の活用は不可欠です。

行政のデジタル化を推進するにあたり、基盤となるマイナンバーカードの取得を推進するため広報媒体での制度周知や取得のための手続きのサポート体制の整備を図るとともに、取得したマイナンバーカードが住民サービスの向上につながるよう、住民票や税務証明等のコンビニ交付の対応や税金をはじめとする公共料金がインターネットバンキング等で納付ができるような環境整備を図るなど活用方法の検討を進めていきます。

また、システムの取扱いや個人情報の管理等を行う職員の資質向上を図るため専門家や基幹システムのベンダーと連携して研修会を開催するなどデジタル人材の育成に努めます。

3. 職員定数の見直し及び職員の資質向上

① 職員数の削減及び住民サービスの維持

第四次大綱から第七次大綱までで、75名の職員を49名にまで削減しました。これまでは退職者3人につき1人の新規採用を行い職員数の削減に努めてきましたが、近年では複雑化・高度化する行政課題への対応に加え権限移譲などによる行政需要の増加もあり、業務が増大する傾向が顕著となっています。今後の定員管理については専門職の採用も視野に入れつつ、令和11年（2029年）の38名を目標としますが、行政サービスが職員のマンパワーにより成り立つところが大きいことも鑑みれば、職員数削減を前提とする改革では今後の行政サービスに多大な支障を来す可能性もあります。今後は「各種行政サービスの最適化」と「必要な定員の最適化」を図りながら住民サービスの向上はもとより、職員満足度を向上させる新たな行政改革に取り組みます。

人件費の見直しについては、今後も国家公務員の給与に準拠して適正化を図り、財政状況に配慮しながら適正な給与水準の維持に努めていきます。さらに個々の職員が計画的な事務の執行に努めるとともに、課内における適切な業務配分、部局内を超えた応援体制、代休・週休日の振替制度の徹底により時間外勤務手当の削減、抑制に努めます。

また、各部署による時差出勤、勤務形態の変更などを検討しつつ、住民が利用しやすい行政運営を目指します。

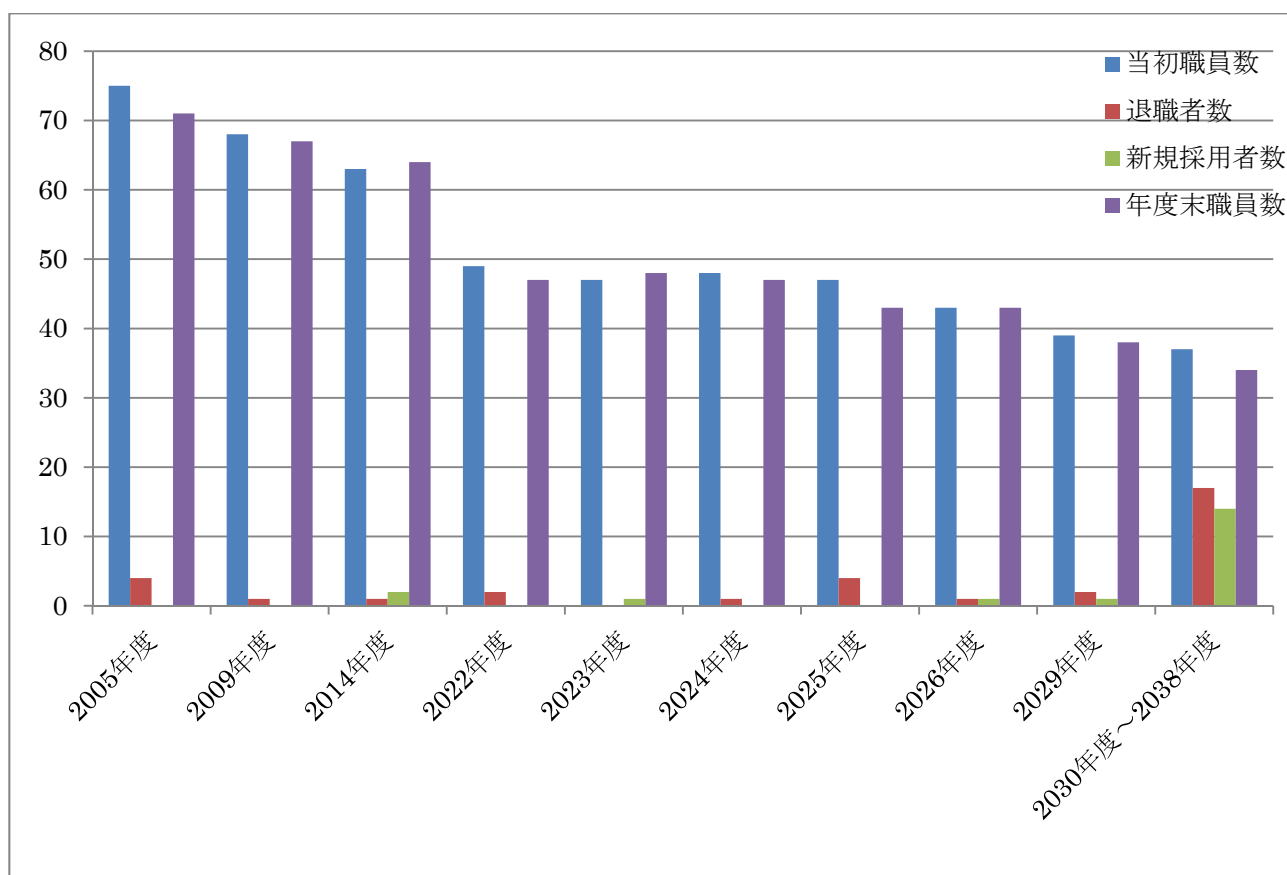
表③ 職員数の推移

(単位：人)

職員数等 \ 年度	2005年度	2009年度	2014年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2029年度	2030年度～ 2038年度
当初職員数	75	68	63	49	47	48	47	43	39	38
退職者数	4	1	1	2	0	1	4	1	2	18
新規採用者数*	0	0	2	0	1	0	0	1	1	14
年度末職員数	71	67	64	47	48	47	43	43	38	34

※ 新規採用者数については、人数、年度共に予定であり、必ずその年度に採用するというものではありません。また、定年が65歳に引き上がる関係で今後の職員数の推移の変動があります。

グラフ② 職員数の推移及び計画



② 職員の資質向上

今後も本村を取り巻く環境の変化に対応していくためには、行政サービスの直接の担い手である職員の意識改革と能力向上を図ることが必要不可欠です。住民が望む良質な行政サービスを提供していくため、職員の意識と行動の変革や自己啓発を促すなど、経営感覚に優れた職員の育成に取り組みます。また、村民や地域の声を聴き、前例のみに捉われない柔軟な発想で行政としての役割を考え、全ての職員が村づくりの担い手であるという自覚を持ち、自発的に考え行動するとともに、組織の一員として力を尽くす職員集団を目指します。

③ 働き方改革の推進

時差出勤やリモート勤務等、社会情勢の変化に柔軟に対応できる勤務形態の構築を目指します。また、事務処理の効率性の向上はもとより、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方、有給休暇の取得促進、時間外労働の縮減対策、ストレスチェック等による心身の健康保持などにより、職員一人ひとりがワークライフバランスの充実を図ることができるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みながら、創造的な政策の立案や実行を通じて、やりがい・充実感・達成感が得られる働きがいのある職場環境整備の実現を図ります。

4 事務・事業・補助金等の見直し

事務、事業、補助金等の見直しにより効率的な改革や経費の削減が出来るものは、実施に努めますが、削減するばかりでなく新しい制度、事業にも住民の視点に立ち、住民に必要なものは制度の拡充や新設を図ります。

① 事務・事業の見直し

行政事務は年々増加し複雑化してきており、それに伴い文書や資料も増加する傾向にあります。文書についてはパソコン上で閲覧できるものは極力プリントアウトを控え、紙の使用量を抑制していきます。住民の利便性の向上の観点から各種申請等への押印を見直し、はんこレスに取り組みます。また、定時で退庁できるよう各自の事務を調整し、庁内経費の削減に努めます。

働き方については、事務の簡素化、事務能力の向上に努め、総労働時間を短縮するとともに、効率的な行財政運営に努めます。

② 補助金等の見直し

補助金は、行政サービスを補完する公共的サービスの提供、公益的な住民活動の助長など、村の施策を展開する上で一定の役割を果たしていますが、一方では、補助の長期化・固定化・交付団体の自立の阻害・補助金交付効果の検証等の課題も見受けられます。

補助金の見直しにあたっては、歳出抑制の視点だけでなく、住民や住民団体等の多様な主体と行政との「協働の推進」を前提に、すべての補助金について基本的に例外を設けずに、終期の設定・団体運営費補助の見直し・補助金等交付要綱の整備（見直し）・事業実施主体と予算科目の見直し等の考え方に基づいて補助金の公益性を確保し、必要最小限の原則に立ち返り実施します。

5. 住民と協働による「元気な村づくり」

村づくりの基本は、住民と行政が、お互いの役割を自覚・尊重し、それぞれ足りない部分を補い、また協力し合いながら、一体となって「元気な村づくり」を進めていくことです。

住民と協働による村づくりを推進するため、政策形成過程から住民が参画できる制度を構築し、協働の村づくりを強力に推進していく姿勢を内外に示すことで、住民が積極的に各種施策に参画していただけるよう努めます。

① 集落支援員の設置について

住民同士の繋がり強化とコミュニティの活性化を図るため、平成28年度（2016年度）に集落支援員を設置し6年が経過しました。

コミュニティの弱体化が懸念されていましたが、本制度の導入より各地区で工夫を凝らした事業が実施され、以前のように大勢の住民が一堂に会する機会を増やすことができました。

近年では、コロナ禍により事業の実施が難しい状況にありますが、このような状況であるからこそ、本制度の更なる充実により、地域活性化と住民・行政の連携強化に繋げ元気な村を取り戻します。

② 教育について

子どもたちに「ふるさとを愛する心」を育てていくためには、その心をどのように捉え、どのような教育を進めていく必要があるのかということ、地域と学校で共有する必要があります。

義務教育学校の設置は、義務教育9年間を通じ一貫した教育を行うなかで地域に開かれた学校にすることにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に繋がります。

今後、変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力を育むために、学校と家庭、地域住民が意見を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組みであるコミュニティ・スクールのさらなる充実も図ります。

また、児童生徒数の増加を図るため、本村に見合った山村留学制度などを積極的に推進します。

6. 改革の具体的推進

「最少の経費で最大の効果を上げる」を基本原則に組織及び運営の合理化に努め、補完性の原理に基づく住民と行政の役割を明確にし、公共性に配慮しながら民間活力を導入し住民サービスの向上や経費の節減等を図ります。

今後の行政運営にあたっては、広く住民の意見を取り入れるとともに、住民の視点で職員一人ひとりがサービス精神やコスト意識を持ち、組織として徹底した目標の設定をし、成果重視の視点に立って推進していく必要があります。また、限られた財源を有効に活用するためには、多様化する住民ニーズに対し行政の果たすべき役割は何かを検証し、事務事業の範囲を見直すなど、時代に即応した効率的な行政運営を進めます。